平成２６年（フ）第１４８号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷845番地１
シェーンブルーメ106号、前住所佐賀県伊万里市東山代町浦川内5380番地
債務者　山口　美香（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第５９３号
静岡県焼津市東小川２丁目６番14号　コーポ福与102号室
債務者　河合　伸保
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責不許可決定

平成２４年（フ）第７６号
釧路市武佐３丁目27番２号
破産者　小椋　真美
１　決定年月日　平成26年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者の免責を許可しない。
釧路地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６６号
山口市平井1634番地　平井市営住宅90号、開始決定時の住所山口市平井453番地４　コーポらんど203、破産申立時の住所山口市大内御堀396番地10、旧住所山口県美祢市秋芳町秋吉5269番地３
破産者　岡本　　登
１　決定年月日　平成26年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２６年（フ）第１７号
宮崎県日南市大字板敷2554番地２、開始決定時の住所宮崎県日南市北郷町北河内4373番地12
破産者　日髙　益見
特別調査期日　平成27年２月16日午後１時30分
平成26年12月12日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５６５号
名古屋市中村区熊野町１丁目１番地　レジデンス輝鳴304号
破産者　馬場　基則
免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
平成26年12月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６０号
千葉県船橋市行田３丁目１番６棟501号
破産者　茂木　光武
免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
平成26年12月12日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０００１号
宮城県塩竈市新浜町１丁目17番29号
清算株式会社　七ヶ浜漁業株式会社
代表清算人　渡邊　丹治
１　決定年月日　平成26年12月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第５号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川37番地
清算株式会社　株式会社ケーアンドケー
１　決定年月日　平成26年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所網走支部

平成２６年（ヒ）第８号
秋田県大館市清水町５丁目67番２
清算株式会社　ステラモード株式会社
１　決定年月日　平成26年12月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（ヒ）第１００５号
山形県新庄市十日町2760番地の１
清算株式会社　株式会社前森
１　決定年月日　平成26年12月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１００６号
山形県天童市鎌田本町２丁目５番14号
清算株式会社　株式会社ホテルつるや
１　決定年月日　平成26年12月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１１号
群馬県高崎市双葉町３番１号
清算株式会社　株式会社沖情報システムズ
１　決定年月日　平成26年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（ヒ）第９号
滋賀県守山市荒見町132番地の１
清算株式会社　株式会社ビレニティ
１　決定年月日　平成26年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１０号
滋賀県守山市荒見町163番地
清算株式会社　株式会社ブルーメン
１　決定年月日　平成26年12月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１００４号
福岡市博多区博多駅東２丁目８番９号
清算株式会社　株式会社ファーストライン
１　決定年月日　平成26年12月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第６号
宮崎市高千穂通１丁目８番28号
再生債務者　高口　昌三
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年12月11日　　宮崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１３２号
埼玉県和光市丸山台２丁目11番20―309号、旧住所東京都練馬区光が丘３丁目３番５―806号
再生債務者　高塚　大樹
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年１月８日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月15日から平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１０１号
神戸市長田区山下町３丁目２番27―302号
再生債務者　鈴木　雪乃（旧姓福井）
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年１月８日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月15日から平成27年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１０２号
神戸市長田区山下町３丁目２番27―302号
再生債務者　鈴木　幸治
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年１月８日まで
４　一般異議申述期間　平成27年１月15日から平成27年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係